

建設コンサルタント業務等及び建設工事に係る情報の公表について（抜粋）

工事に係る設計・監理業務、地質調査業務等（以下「建設コンサルタント業務等」という。）及び建設工事に係る契約情報の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」（平成12年法律第127号）第6条の規定に基づき、これらの契約に関する情報は国による情報の公表に準じて公表する必要があることから、下記の1～4により行うものとする。

1 通則的事項に係る情報の公表

（1） 公表の内容

本部において、次に掲げる事項について機構のホームページに公表するものとする。

- ① 「競争参加者の資格等に関する件」（平成23年達第51号）
- ② 「登録業者等級区分一覧表」
- ③ 「競争参加資格の停止等の措置を定める件」（平成23年達第89号）
- ④ 「競争参加資格停止措置の概要」

達第89号第3条に規定する競争参加資格の停止の措置をいい、本部において競争参加資格停止措置を行ったときに通知するので、それを公表することとする。

- ⑤ 「設計監理業務委託要綱」
- ⑥ 「設計監理業務細則」

また、本部並びに各施設においては、次に掲げる事項について下記4（3）の閲覧場所に公表するものとする。

- ⑦ 「低入札価格調査実施マニュアル」
- ⑧ 「高齢・障害・求職者雇用支援機構談合対応マニュアル」

（2） 公表の時期及び期間

上記（1）の④を除く①～⑧については、それを定め又は作成した後速やかに公表し、常時公表するものとする。④については、本部において当該措置を行った後速やかに公表し、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において公表するものとする。

2 発注見通しに係る情報の公表

（1） 公表の対象

機構が当該年度に発注することが見込まれる建設コンサルタント業務等及び建設工事であって、建設コンサルタント業務等にあつては予定価格が200万円を超えるもの、建設工事にあつては予定価格が400万円を超えると見込まれるもの。

（2） 公表の時期及び期間

公表は、以下①から③に掲げる時期を目途とし、その時点における年度末までの発注の見通しに関する事項を当該年度の3月31日まで、機構のホームページ又は下記4（3）の閲覧場所において公表することとする。

- ① 4月1日以降で、年度予算成立後
(建設コンサルタント業務等及び建設工事計画確定後)
- ② 10月上旬
- ③ 上記①及び②の情報に変更があった都度

3 入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表

(1) 公表の対象

本部又は各施設が発注する全ての建設コンサルタント業務等及び建設工事であって、建設コンサルタント業務等にあつては予定価格が200万円を超えるもの、建設工事にあつては予定価格が400万円を超えると見込まれるもの。

① 一般競争に付した場合

イ 一般競争参加資格(入札公告を使用するものとする。)

ロ 入札参加申込者名、入札参加申込者の競争参加資格の有無及び競争参加資格がないと認めた理由

ハ 入札調書の写し

※ 入札執行者及び立会人名を黒で塗りつぶしたものを公表すること。

※ 建設コンサルタント業務等にあつては、入札調書の、予定価格、入札書比較価格、調査基準価格を黒で塗りつぶしたものを公表すること。

ニ 予定価格の積算内訳(中科目別内訳までとする。)

ただし、公表は建設工事に限る。

ホ 低入札価格調査を実施した場合、当該調査結果の概要

ヘ 契約等の内容

本部による公表をもって、当該公表に代えることができるものとする。

建設コンサルタント業務等にあつては、予定価格、落札率を公表しないこと。

ト 契約金額の変更を伴う契約の変更内容

※ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合のみ

② 指名競争入札に付した場合

上記①ハ～トのほか、指名業者名及び指名の理由。

③ 随意契約によることとした場合

イ 本部による公表をもって、当該公表に代えることができるものとする。

建設コンサルタント業務等にあつては、予定価格、落札率を公表しないこと。

ロ 契約金額の変更を伴う契約の変更内容

※ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合のみ

(2) 公表の時期

① 一般競争に付した場合

上記(1)①イは入札公告時に公表するものとする。

ロからヘについては、契約締結後遅滞なく公表するものとする。トは、契約の変更後速やかに公表するものとする。

② 指名競争に付した場合

上記(1)②は、契約締結後速やかに公表するものとする。それ以外のものについては、上記①と同様とする。

③ 随意契約によることとした場合

上記（１）③イは契約締結後速やかに公表するものとする。

ロは、契約の変更後速やかに公表するものとする。

（３） 公表の期間

一般競争に付した場合は公告をした日、指名競争に付した場合は指名通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約を締結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

４ 公表の方法及び場所等

（１） 公表の方法

上記１から３についてはすべて閲覧に供する方法によることとし、機構のホームページに公表するものを除き、下記（３）の閲覧場所において閲覧に供すること。

また、下記（３）の閲覧場所において閲覧に供する公表文書については、公表用ファイル（パイプファイル等を活用）に整理し、閲覧希望があったときは迅速に対応できるよう整備しておくこと。

（２） 公表用ファイルは、閲覧場所及び閲覧時間等を記載した文書を必ず添付すること。

（３） 公表の場所

本部においては、経理部契約第一課、各施設においては、経理担当課において公表する。

ただし、支部所轄施設の調達に係る上記３（１）①ハの情報については、支部経理担当課のほか必要に応じて支部所轄施設においても行うものとする。支部所轄施設において公表する場合、支部経理担当課は、契約締結後、入札調書の写しを支部所轄施設へ送付すること。

（４） その他留意事項

① 上記２の発注見通しに係る情報の公表に関しては、公表する内容は、公表する時点における発注の見通しであり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を併せて明記すること。

② 公表する事項を閲覧に供する場合、閲覧場所及び閲覧時間等については、あらかじめ上記（３）に示す場所において掲示又は閲覧に供すること。